

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：34602

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730681

研究課題名(和文) 日本統治初期台湾における「学校」設置政策に関する調査研究

研究課題名(英文) Historical research on the establishing school policies in colonial Taiwan(1895-1898)

研究代表者

山本 和行 (YAMAMOTO, KAZUYUKI)

天理大学・人間学部・講師

研究者番号：00584799

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)：台湾総督府の公文書や『台湾新報』、『台湾教育会雑誌』などの刊行資料についての史料調査を実施し、台湾・日本に散在する「学校」設置に関する史料を収集した。これらを利用して、1895年の台湾統治初期の台湾総督府による「学校」設置過程について分析を進めた。特に、政策の展開過程、学校教育の実施にかかわる学校儀式の展開、台湾住民の「受容」について検討し、学会報告・論文投稿・掲載をおこなった。

研究成果の概要(英文)：Conducted field researches on historical materials, focused on colonial materials in Taiwan and Japan, including statute books of Taiwan-sotokufu, "Taiwan Shinpo", and "Taiwan kyōikukai zasshi". Performed analysis, using these materials, on the establishing school policies in Taiwan(1895-1898). Presented research results at any conferences and publications, focused on the process on policies on Taiwan-sotokufu, the process on ceremony on school, and the situation on Taiwanese reception.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：台湾 教育史 植民地 「学校」設置

### 1. 研究開始当初の背景

東アジアにおいて日本の植民地統治をめぐる問題は、歴史学上の重要な課題のひとつであるばかりではなく、現代的課題でもある。

日本による植民地統治を受けた地域では、「脱植民地化 (decolonization)」が近年においても重要な課題として存在しつづけている。たとえば、韓国や台湾において、高齢者の多くがなお流暢に日本語を話すことができる。また、台湾では 1990 年代以降、小学校を中心に「創立百周年」を記念する行事が行われているが、その多くは植民地統治下における学校設置から起算されている。これらの事実自体が、植民地化された事実の刻印である。

他方、日本においては植民地支配を日本史における周縁的なエピソードとしかみなさない傾向がなお強く、「脱植民地化」が今日に継続する問題であるという意識も薄い。こうした意識の断層を克服して、植民地をめぐる課題が現代的課題であるという共通認識を持ち、日本と旧植民地地域における相互理解と対話の途を切り開いていく必要がある。

本研究は、以上のような相互理解と対話の途を切り開くための基盤を形成することを目指すものである。

### 2. 研究の目的

上述したように、現代的課題としての「脱植民地化」の問題を考えるうえで、日本の植民地教育の果たした役割を考察することは重要である。その発端となる、台湾における植民地教育制度の形成過程を分析するためには、日本と台湾双方の歴史的な経緯を広く視野に入れ、両者の視点から総合的に分析することが求められている。

それにもかかわらず、日本教育史の研究者は植民地、および台湾の教育についての研究関心がうすいと同時に、台湾教育史の研究者は日本教育史の成果を十分に活かしきれていない。日本教育史や台湾教育史といった地域によって分割された研究区分を超えた視点に立つ研究が求められている。

そのために、両者の視点が交錯する「学校」という場の設立維持の過程に注目し、日本と台湾との相互作用のもとで進められた植民地教育について、実証的に明らかにする必要がある。

本研究は、日本統治初期の台湾において展開した学校設置政策の展開過程において、学校設置をめぐる統治者と被統治者双方の教育的意図・要求の交錯のありように着目し、この観点から日本による植民地教育政策の形成過程を実証的に明らかにすることを目指す。

具体的には、以下の 2 点につき明らかにする。

(1) 1895 年の日本による台湾統治開始から 1898 年の「台湾公学校令」発布・公学校設

置に至るまでの時期における各種の「学校」(国語伝習所、国語伝習所分教場、公学校)設置をめぐる台湾総督府の教育政策の変遷

(2) 台湾各地の「学校」設置にかかわる地域住民(台湾漢族、先住民族)の対応

### 3. 研究の方法

上述した目的を達成するため、以下の方法によることとした。

(1) 台湾総督府の教育政策における「学校」設置政策をめぐる漢族に対する政策と先住民族に対する政策を腑分けしながら検討・分析する必要がある。先住民族に対する「学校」設置政策については、北村嘉恵『日本植民地下の台湾先住民教育史』(北海道大学出版会、2008 年)が、文教政策としての「蕃人公学校」と警察政策としての「蕃童教育所」の双方を視野に入れながら、後者の教育施設の設定経緯について明らかにしている。本研究は、北村が十分に検討できなかった文教政策としての先住民教育政策に着目しつつ、「学校」設置政策における漢族と先住民族それぞれの位置づけ、および「学校」設置政策の形成・展開をめぐる具体像について明らかにする。資料としては、台湾の国史館台湾文献館所蔵の『台湾総督府公文類纂』所収の公文書を中心に、『台湾新報』『台湾教育会雑誌』などの新聞・雑誌記事を補足資料として調査・分析する。

(2) 上記(1)で明らかにした知見に基づき、台湾総督府の「学校」設置政策に対する台湾住民(漢族、先住民族)の対応のありようについて明らかにする。台湾住民の「学校」設置への対応については、上述した北村嘉恵の研究や、所澤潤による資料紹介的研究(「台湾における近代初等教育創始の記録 台北市士林国民小学所蔵『八芝蘭公学校沿革誌(一)』」、『群馬大学教育実践研究』第 18 号、2001 年 3 月、など)において検討がなされている。ただし、両者の研究が指摘するように、学校所蔵資料の基礎的調査が必要となるため、研究蓄積は未だ少ない。本研究では、学校所蔵文書や『台湾総督府公文類纂』所収の地方庁・国語伝習所・公学校の報告書、および新聞資料について調査・分析をおこなう。

なお、研究成果については、早い時期に日本および台湾の学会・研究会・シンポジウムなどで成果報告をおこない、意見交換・相互批判をおこなう。また、研究発表を基に学会誌への投稿や論文の公開を進め、研究成果の公表をおこなう。

### 4. 研究成果

(1) 『台湾総督府公文類纂』所収の公文書を調査し、「学校」(国語学校、国語学校付属学校、国語伝習所、国語伝習所分教場、公学校)

設置過程に関する文書および地方庁の文書  
を分析した結果、初代学務部長である伊沢修  
二を中心とする学務部の教育構想から国語  
伝習所の実現を経て、公学校の設置へとつな  
がる「学校」設置構想の流れを明らかにする  
ことができた。

特に、既往の研究では、伊沢を中心に構想  
された学務部の教育構想と伊沢非職後に設  
置された公学校との制度的な連続性（非連続  
性）が曖昧なままであったが、公文書の分析  
を通じて、両者の連続性（非連続性）がどの  
ように跡づけることができるのかを指摘した。

以上の分析によって得られた知見につい  
ては、『天理台湾学報』第 21 号に論文を投稿  
し、査読を経て掲載された論文（本報告書 5、  
雑誌論文(2)）の一部として公表した。本論  
文は以下の(2)の知見と合わせて構成されて  
いる。

(2)台湾総督府が進めた「学校」設置政策に  
対して、台湾住民がどのような対応を見せた  
のかについて、『台湾総督府公文類纂』所収  
の公文書、および『台湾新報』や『台湾教育  
会雑誌』などにみられる台湾の人々の動向に  
関する記事を収集・分析した。その結果、台  
湾住民の「受容」のありかたには様々な様態  
があったことを指摘した。

以上の分析については、上述(1)で示した  
論文において、(1)の知見と合わせて公表、  
および天理台湾学会および台湾でのシンポ  
ジウムでの発表（本報告書 5、学会発表(1)、  
(2)）によって公表した。上記(1)で示した知  
見と合わせて、その概要は以下のとおりであ  
る。

学務部開設当初に作成された「台湾教育  
施設之順序」において、「幼年ノ子弟第二日  
本風ノ教育ヲ施ス事」と定められ、台湾人  
子弟向けの初等教育施設として構想されて  
いた「公立小学校」は、授業料非徴収とい  
う形で考えられていた。同時に、学校の  
設置維持費は「町村ノ費用」による負担を  
構想し、かつ「内地人」しか就任できない  
学校長の俸給のみを官費負担とするとさ  
れることになっていた。国語伝習所よう  
な暫定的な教育施設にあっては当面教育  
費の国庫負担が構想されながら、「公立小  
学校」のような恒久的な教育施設におい  
ては、そこで生じる費用負担を台湾の人々に  
背負わせていく方針であった。

1897 年の台湾総督府の官制改革におい  
て、学務部長伊沢修二は暫定的な教育施設  
である国語伝習所の継続・発展を求めてい  
たが、台湾総督府全体の予算削減方針のな  
かで斥けられていく。これを機に伊沢は非  
職となり、後任となった児玉喜八のもとで  
作られた新たな教育方針においては、予算  
削減という外在的な要因にも左右されな

がら、教育費国庫負担の可能性が排除され  
ていく。学務部の教育構想が台湾総督府の  
厳しい財政状況などの外在的な要因によ  
って変容を迫られた結果、公学校の設置へ  
とつながっていった。

以上のような台湾総督府による学校設  
置政策の推進を受けて、台湾の人々は多様  
な対応を示していた。地域住民の「協力」  
を統治者側の意図どおりに調達できず、学  
校設置の拡大が思うように進まない状況  
があるなか、国語伝習所分教場の設置を  
「受容」した人々にとっては、地域の文教  
事業の延長線上に分教場設置という新た  
な事態を位置づけ、人的・金銭的・物質的  
な「協力」をおこなっていた。

ただし、分教場が地域によって多様な形  
で「受容」され、設置拡大が可能となっ  
たのは、分教場が制度の埒外にある例外的  
かつ不安定な存在でなければありえなかつ  
た。被統治者の教育に対する模索のありよ  
うは、学校設置政策の制度化のなかでは制  
度的裏付けを欠いた状態でしか反映され  
ず、公学校の実現によって分教場が取り込  
まれ、学校教育の制度化がひとまず実現さ  
れると、今度は制度的に排除されていった。

(3)台湾総督府の学校設置政策と台湾住民の  
「受容」のありようを考えるうえで重要な、  
「学校」における学校儀式の開催について、  
教育勅語奉読式の実施の様子を中心に分析  
した。

以上の分析については、台湾におけるシン  
ポジウム（本報告書 5、学会発表(3)、(4)）  
での報告を踏まえ、論文としてまとめ、投  
稿、査読を経て掲載が決定している（本報告書 5、  
雑誌論文(1)）。その概要は以下のとおりであ  
る。

統治者にとって、教育勅語の台湾への導  
入は、「儒教の利用」という、台湾におけ  
る統治者と被統治者の文化の類似性に着  
目した植民地統治のための重要な統治方  
針の具体的なあらわれのひとつであった。  
教育勅語の導入は、勅語自体がその誕生当  
初から儀式的機能を帯びたものとして考  
え出されたものであるという経緯もあり、  
「儒教の利用」という発想から考え出され  
た学校儀式を通じて、植民地への導入が進  
められた。

以上のような統治者側の「導入」の論理  
に対して、被統治者である台湾の人々は受  
け容れながらも様々な反応を示していた。  
「受容」の背景には清朝期からの「聖諭宣  
講」の存在による儀式への既視感が存在し  
ていたと考えられるが、そうした類似性が  
あるからこそ、学校儀式に対する違和感も  
また生じていた。そうした違和感はその後

の植民地統治において、教育勅語や「国体」観念の教授の困難さをめぐる議論や、「台湾版教育勅語」制定の動きなどのように、植民地統治上の課題としてたびたび表面化していくことにつながったといえる。

(4)以上の研究成果をまとめれば、以下のよう  
な意義があるといえる。

既往の研究において、台湾統治初期の「学校」設置政策をめぐっては、事実の確認をおこなうにとどまり、制度・政策上、台湾統治開始当初の学務部の方針と実際に実現した「学校」設置政策との連続性（非連続性）を問う視点に乏しかった。

これに対して、本研究は台湾総督府の公文書を丹念に分析し、学務部の教育構想から国語伝習所を経て公学校設置へと連なる制度的連続性（非連続性）を明らかにした。また、政策実現の過程にあっては学務官僚の意図の貫徹によって実現が果たされたのではなく、台湾住民の多様な「受容」のありようが大きく作用していることを明らかにした。

以上の知見を得たことにより、台湾においていわゆる「近代的」な教育制度が実現した要因およびそのプロセスを、台湾総督府による教育政策の一貫した貫徹の過程として捉えるのではなく、台湾の人々による様々な対応の様相を含みこんだ多様な要素の絡み合いのなかで進められたという視角を得ることができた。

以上のような視角は、日本による台湾統治のありようが、単純な政策の貫徹過程ではなく、多種多様な社会的、制度的、政治的要因の複雑な影響関係のもとで進められており、そうした多様な要因についての分析が既往の研究以上に求められることを示している点で、植民地研究に対する問題提起となっているといえるだろう。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

(1)山本和行、植民地台湾への教育勅語の「導入」と「受容」 学校儀式に着目して、中国文化研究、査読有、第30号、2014年3月、71-90頁

(2)山本和行、台湾統治初期の学校設置過程における台湾住民の「受容」、天理台湾学報、査読有、第21号、2012年6月、41-59頁

〔学会発表〕（計4件）

(1)山本和行、「国家教育」論の「植民地教育」への変容 1890年代を中心に、第4回日本研究年会「国際日本研究の可能性を探る 人文・社会・国際関係」国際シンポジウム、2013年11月9日、国立台湾大学（台北）

(2)山本和行、日本統治初期における学校儀式の形成 「六氏先生」をめぐって、天理台湾学会第23回研究大会、2013年6月29日、天理大学

(3)山本和行、学校儀式の法制化から見る教育勅語の導入（従学校儀式法制化来看教育勅語之導入）、「帝国在台湾」第4回ワークショップ、2013年1月12日、国立中興大学台湾文学與跨文化研究所（台中）

(4)山本和行、教育勅語の儀式性 儒教的空間との類似性 / 差異性（教育勅語的儀式性 與儒教空間的類似性 / 差異性）、「帝国在台湾」第3回ワークショップ、2012年6月15日、中央研究院台湾史研究所（台北）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山本 和行 (YAMAMOTO KAZUYUKI)  
天理大学・人間学部・講師  
研究者番号：00584799